

## 新婚世帯家賃補助事業について

淡路市では、新婚世帯の市内への定住及び民間賃貸住宅の活用を図るため、市内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に対して家賃の一部を補助します。

### 【補助対象 要件】

- 婚姻届出日より1年以内の申請
- 夫婦の満年齢の合計が90歳未満
- 市内の民間賃貸住宅に賃貸借契約を締結し、現に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている世帯
- 新婚世帯に属する者の前年の合計年間総収入額が600万円以下、又は総所得額が426万円以下の世帯  
※総収入（所得）金額とは・・・  
収入のある方が2人以上の場合は、主たる収入者の収入（所得）に、他の収入者の収入（所得）の2分の1を加えた額  
（給与所得・公的年金等所得を有する方で、所得額により支給要件の判定を行う場合は、所得額から10万円を控除します。）

例) 夫：収入360万円 妻：収入250万円  
→所得判定 夫360万 + 妻125万 (250万×1/2) =485万 < 600万

- 祖父母、兄弟姉妹等、2親等以上の親族が同居していない世帯
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
- 市税、家賃等を滞納していない世帯
- 家賃の月額が3万円以上（共益費、管理費、駐車場代等を除く）

### 【対象とならない住宅】

- ①市営住宅、県営住宅、公社・公団住宅、雇用促進住宅等公的賃貸住宅、社宅、寮等の給与住宅
- ②借上げ公共賃貸住宅
- ③申請者の親が所有する住宅及び賃貸住宅

### 【補助金額】

- ①家賃月額3万円以上5万円未満の場合：月額5千円
  - ②家賃月額5万円以上の場合：月額1万円
- ※住宅手当を控除した実質家賃負担額が、補助金の額に満たない場合は、実質家賃負担額が補助金額となります。

例) 家賃5万円 住宅手当4万2千円の場合、実質家賃負担額は8千円  
補助金月額1万円に満たないため、補助月額は実質家賃負担額の8千円となります。

### 【補助金交付期間及び交付時期】

- ①交付期間は、交付決定日の属する月から補助金交付事由が消滅した日の属する月の前月までとし、最長36か月（※年度ごとに、所得証明等を添付の上、継続申請が必要です。）
- ②交付回数は年2回（※家賃支払いの分かる書類を添えて、請求書の提出が必要です。）  
第1回：4月～9月分（11月末までに交付） 第2回：10月～3月分（5月末までに交付）

【提出書類】

書類名	備考
淡路市新婚世帯家賃補助金受給資格認定申請書（様式第1号）	
住民票（世帯員全員分） ※世帯主・続柄が記載されているもの	取得方法 ①本庁市民人権課（①番窓口） ②各事務所 市民窓口課 ③コンビニで取得した証明書を提出することもできます。利用にはマイナンバーカード（通知カード不可）が必要です。
戸籍謄本 ※本籍地の市区町村でお取りできます。	取得方法 ①本籍地の戸籍担当課 ※マイナンバーカードで取得できる場合もあります <sup>1</sup> 。
納税証明書（世帯全員分）（別紙）	淡路市税務課（④番窓口）又は各事務所窓口で取得できます。
所得（課税）証明書 ※収入のある方が必要です。	令和4年度（令和3年中）の所得証明書が必要です。 ※令和4年1月1日時点の住所地の税担当課で取得できます。 ※源泉徴収票での代用はできません。
民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し（コピー）	①マンション名・住所・部屋番号の記載があるページ ②賃借人の記載があるページ（押印がなされているページ）
淡路市新婚世帯家賃補助金口座振替申出書（様式第2号）	口座情報を確認できるもの 通帳・キャッシュカードの写し等を添付ください。
住宅手当支給証明書（様式第3号）	お勤めの方全員分が必要です。 勤務先で証明をいただってください。
家賃内訳証明書 <sup>2</sup> （様式第4号）	家賃に駐車場代や共益費が含まれている等、契約書で家賃の内訳が明確でない場合、必要です。 賃貸住宅の管理人（不動産会社・大家さん）等に証明をいただってください。

<sup>1</sup>コンビニ交付の実施状況やサービス内容（交付手数料、交付可能な証明書の種類等）は市区町村により異なりますので、各自治体担当課に直接お問い合わせください。

<sup>2</sup>明確な場合、提出は不要です。



【問い合わせ先】

淡路市健康福祉部子育て応援課（②窓口）

TEL:0799-64-2134（直通）

※土日祝日を除く 8:30~17:15